

出雲市農業委員会（第3期）第23回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和7年(2025)6月24日(火) 午後1時30分から午後16時15分

2 場所 出雲市役所 1階 くにびき大ホール

3 出席委員（23名）

大梶 泰男	岡田 征記	持田 守夫	若槻 博美	江角 昭夫
佐藤 文男	松本 尚幸	岸 勝	石飛 忠宏	今岡 充
松井 幸男	八幡 みさこ	伊藤 猛	常松 守男	天野 明浩
森山 亮二	勝部 守	立石 行雄	湯浅 道行	伊藤 美樹
佐野 芳夫	嘉本 良市	水 壯		

4 欠席委員（1名）

河原 昭紀

5 提出議題

(1) 報告事項

報第72号 会長専決処分の報告

報第73号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第74号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第75号 農地法第5条の規定による許可の取消について

報第76号 農用地利用集積等促進計画の認可について

(2) 議案審議

議第142号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議第143号 令和7年度第3回出雲農業振興地域整備計画の変更について

議第144号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第145号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第146号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第147号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第148号 非農地証明について

議第149号 所有者を確知できない農地の告示について

議第150号 出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に23番嘉本良市委員、24番水壯委員を指名する。

議長 本日は、農地利用最適化推進委員のみなさまにもご出席いただいていますので、先に「議第142号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題にいたします。この議案については、農地利用最適化推進委員のみなさまにもご意見をいただきたいと思います。

この議案の審議が終わりましたら、総会は、一旦休憩とし、合同会を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

山田次長 それでは、議第142号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、説明いたします。資料を一枚めくっていただいて、令和7年4月1日現在の農業委員会の体制を記載しています。次のページは、農地の集積に関する内容です。現状としては、集積率58.3%でした。そこで、県の集積目標である67%を活動目標としましたが令和6年度の実績は59.7%でした。平野部では集積が進んでいるものの山間部等では耕作条件の悪い場所では集積が進まない課題があるとしています。

遊休農地の発生防止・解消については、緑区分が60ha、黄色区分が39haであり1号遊休農地が99haでした。そこで緑区分の解消実績面積が10ha、新規発生のうちの解消面積が16haとなりました。新規参入については、令和3年度8経営体、4年度8経営体、5年度4経営体でしたが、6年度は6経営体2haの実績でした。

活動目標については、国の基準のとおり10日としていました。強化月間については、予定通り3回実施しました。

新規参入相談会については、予定通り、12月に県の新規就農者説明会に参加し、13人の参加がありました。当農業委員会からは、岸委員に参加してもらいました。

こういった活動を通じ、みなさんの活動状況に点数を付けさせていただいたところ、目標に対して期待通りの結果が得られた人が3人、残りの98人が期待をやや下回る結果という区分になりました。農業委員会全体としても期待をやや下回る結果となりました。

これらの結果は、農業委員会の活動のみで成果が得られるものではありません

せんが、みなさんから活動報告をいただくことにより、良い成果につながるものと思いますので、毎月の活動報告をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

倉橋推進委員 遊休農地が増えているという報告がありましたが、原因は何だと思われますか。

山田次長 1 番は、農業者の高齢化等による担い手不足により、十分に管理できなくなっている点が挙げられます。また、中山間地域など耕作条件が良くない農地は農作に結びついていない現状にあると思います。

倉橋推進委員 私が耕作している農地は、平地にあるが、耕作条件が良くない。特に水の問題があります。取水地から離れているので、水の確保が難しい。また、補助はあるが、電気代やポンプの修繕費の多くは地元が負担している。また、ポンプ場によっては、市が電気代等を負担している場所もある。これは、不公平ではないか。

山田次長 3 月の合同会で、農林基盤課や農業振興課が出席し、基盤整備にも使える施策の紹介をした。倉橋委員はご欠席で、資料送付のみで詳しい説明ができず申し訳なかったが、国が主体になって行う事業から住民のみなさんが主体となって行う事業まで紹介させていただいた。

倉橋推進委員 農林基盤課とはどんな話をしているのか。

山田次長 基盤整備のご要望があることなどは話しているが、災害復旧等の事業が優先となり、残りの事業は、順次行われている。

倉橋推進委員 具体的にどこでどういった事業が行われているのか。

山田次長 今、資料は持ち合わせていないが、後日お知らせしたい。

倉橋推進委員 どういう話し合いがされているのか。

山田次長 昨年度は、地域計画の話し合いの場で検討した。また、今年度も 11 月担い手のみなさんに集まってもらい協議の場を設けるので、ぜひその場でご意見

をいただきたい。

倉橋推進委員　そもそも市からの情報提供が不足しているのではないか。

山田次長　　3月の合同会で市の施策を説明させていただいた。今後も少なくとも年1回は情報提供の場を設けたい。

倉橋推進委員　速やかな対応を望む。

議　　長　　他にご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第142号について、承認される農業委員の挙手を求めます。

議　　長　　挙手多数と認めます。よって、議第142号を承認いたします。

議　　長　　それでは、ここで一旦休憩し、合同会を開催したいと思います。準備を行いますので、少々お待ちください。

《午後1時45分から午後2時40分休憩》

議　　長　　それでは、総会を再開いたします。お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第72号会長専決処分の報告、報第73号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第74号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報第75号農地法第5条の規定による許可の取消について、報第76号農用地利用集積等促進計画の認可についてを一括して報告します。

議　　長　　報第72号会長専決処分について、報告いたします。第22回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件農地法第5条2件については島根県農業会議第111回常設審議委員会に諮問し許可相当との答申をいただいております。そのため常設審議委員会における決定日の6月10日付けで許可決定しております。

また、都市計画法第29条第1項に基づく開発行為の許可が未済のため、許可保留としていました農地法第5条1件、令和7年5月28日付で開発行為

の許可がありましたので、許可日と同日付で許可決定しております。

議 長 続いて、報第73号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

岡主事 それでは、報第73号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の1ページをご覧ください。今月は受付番号30番から38番の9件の通知がありました。内訳としては、非農地申請のためが2件、中間管理機構への移行のためが4件、耕作者及び期間変更のためが1件、贈与のためが1件、転用申請のためが1件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議 長 続いて、報第74号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

原主事 それでは、報第74号について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましても、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の2ページから7ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号42番から56番までの15件でした。権利の取得事由は、15件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。また、あっせん希望があった届出については、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、6月13日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議 長 続いて、報第75号農地法第5条の規定による許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

今岡主幹 報第75号について、ご説明いたします。別紙をご覧ください。農地法第5条の規定による許可の取消願が1件ありました。受付番号3番は、令和6

年9月27日付で許可した案件です。許可を受けたのは、古志町の田1筆で、転用目的は駐車場と車庫敷地及び通路でしたが、申請地に隣接する宅地で駐車スペースが確保できたため、計画どおり駐車場等として利用する見込みがなくなったため今回許可の取消を求められたものです。取消願に係る許可を6月24日付で決定しております。取消後は、畑として野菜、果樹を栽培する計画で、後ほど議案で審議いただく3条申請がされています。以上、報告いたします。

議長 報第76号農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告をお願いします。

打田課長補佐 報第76号 農用地利用集積等促進計画の認可について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構である公益財団法人しまね農業振興公社が、農地の貸借に係る権利の設定または移転を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事から権限移譲を受けた出雲市長の認可を受けることとされています。今総会においては、5月20日付けで認可・公告した権利設定、また、6月9日付けで認可・公告した権利移転についてご報告いたします。

まず、5月20日付けで公告した権利設定についてです。お手元の農用地利用集積等促進計画の表紙の裏をご覧ください。上の表になります。今回の権利設定の合計は、322筆、605,962.79㎡で、すべて賃借権となっており、そのうち新規の設定が12筆、14,959.46㎡、再設定が310筆、591,003.33㎡となっています。なお、賃借権の設定期間別の表が、真ん中の①の表となります。すべて10年以上の期間設定となっており、詳細な内容につきましては、一覧を添付しておりますので、ご確認ください。今回の計画では、耕作者はすべて農事組合法人みだみ営農組合、これに対し、地権者は129人となっております。

次に、6月9日付けで公告した権利移転についてです。最後のページをご覧ください。権利移転につきましては、これまでは県知事が認可しており、農業委員会における議決事項ではありませんでしたが、今後は、市で認可することとなりましたので、先ほどの権利設定と同様、権利移転についても総会において報告させていただくことといたします。今回の権利移転は5件、621筆、635,986.74㎡です。以上、今回の促進計画の説明となりますが、すべての案件につきまして、県の基本方針及び県公社の事業規定に適合しており、また、権利の設定を受けた者が、経営する農用地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして認可したものでございます。以上、

報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしましたが、ご質問はございませんか。

持田委員 報第74号の53について、相続人が県外在住とのことだが、相続後はどなたかが管理を行うということか。

原主事 あっせん希望以外の農地については、現在耕作されている農地や再生利用困難と判断された農地等であったため、希望からは外していただいた。

持田委員 どなたかが管理されるということか。

原主事 そのとおりです。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。

議 長 それでは、議第143号 令和7年度第3回出雲農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。農業振興課周藤副主任、大瀧副主任から内容について、説明をお願いします。

周藤副主任 それでは、議第143号令和7年度第3回出雲農業振興地域整備計画の変更について、説明させていただきます。本日は第3回変更ですが、第1回と第2回の軽微な変更において、第1回で42アール、第2回で43アールを、農地から農業用施設用地に用途変更しました。本日は第3回変更で農用地区域からの除外、農用地への編入、農業用施設への用途変更となります。資料、案件ともにたくさんございますが、時間の都合もありますので、ポイントとなる部分をご説明申しあげます。それではまず、出雲農業振興地域整備計画変更理由書（案）をご覧ください。1ページの下から2段落目の部分からご覧ください。出雲市におきましては、やむを得ずに年2回の農用地利用計画の変更を行うこととしています。今回の変更では全体で89件652アールを農用地区域から除外し、2件8アールを編入し、1件87アールを農業用施設へ用途変更する計画です。2ページをご覧ください。第2変更計画の概要ですが、これは除外する土地の目的を記載しております。一番右の

合計欄をご覧ください。変更理由のところの上から、工場事務所等用地 3 3 7 アール、公用公共用施設用地 1 アール、一般住宅用地 3 1 3 アール、その他 1 アールとなっています。除外の内訳は、田・畑の農地が 6 4 8 アール、農業用施設からの除外が 4 アールとなっています。3 ページ、上段（2）は農用地区域に含める土地で、事業の実施が困難になったため編入する農地が 8 アールとなっています。下段（3）は用途区分の変更で、農地から農業用施設への用途変更が 8 7 アールとなっています。用途変更は、通常軽微な変更としていますが、今回は規模が大きいため、今回の変更に合わせて用途変更するものです。4 ページ、上段（4）は農用地利用計画変更総括表です。いちばん左の増減欄をご覧ください。今回の申出により除外する農地の面積が 7 2 7 アールの減となっています。今回は農地からの除外が 6 4 8 アール減、編入が 8 アール増、農業用施設への用途変更が 8 7 アール減でしたので、差引で 7 2 7 アールの減になります。右から 3 番目の農業用施設用地の面積は、8 3 アール増となっています。除外により 4 アール減、用途変更により 8 7 アール増ですので、差引 8 3 アール増になります。右の合計欄の変更後の農用地面積は、除外 6 5 2 アール減と、編入 8 アール増、用途変更は農用地面積の増減はありませんので、差引 6 4 4 アール減の 8 6 9, 3 9 7 アールとなります。この表の下、2（農業生産基盤の整備開発計画）、3（農業経営規模の拡大及び農用地等農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画）、4（農業近代化施設の整備計画等について）、今回変更はありません。別紙として、変更土地調書をつけています、これは変更する土地の一覧で、農用地区域の変更申出書に記載された内容を整理したものです。利用目的、排水方法、農地区分に基づく転用許可条項等を記載しています。無断転用欄に黒丸があるものは、追認案件で顛末書が提出されています。除外は、1 ページから 6 ページに記載しており、出雲で 4 8 件、平田 9 件、佐田 1 件、多伎 3 件、湖陵 0 件、大社 8 件、斐川 2 0 件、全体 8 9 件となっています。編入は、7 ページに記載しており、大社で 1 件、斐川で 1 件、計 2 件です。農業用施設への用途変更は、8 ページに記載しており、出雲のみの 1 件です。以上で、変更理由書の説明を終わらせていただきまして、次に個別の案件についてご説明させていただきます。個別案件は、主なものについて、モニターを使って資料や現場写真を映写して説明いたします。右上に資料と印字してある厚い冊子に、今回申出の案内図と計画図をのせていますので、参考にそちらもご覧ください。

まず、整理番号出-A 1-3、図面は 5 ページから 6 ページ、調書は 1 ページになります。鳶巣地区の介護サービス業者が、現在の施設に隣接する西林木町の 1 種農地 2, 9 9 8 m²の田で、ショートステイ及びデイサービス施

設を計画しています。申出地は、北と西は事業所と接し、南は田 1 枚を挟み集落や温泉施設があります。東側には農地の広がりがありますが、申出地はその縁辺部にあるため、農地の集団化、農作業の効率化に支障はないと思われます。計画図ショートステイ、デイサービスそれぞれの施設 1, 050 m²、駐車場 23 台分等を設ける計画です。生活排水は、スライドの青線で示しているとおり、合併浄化槽で処理後、雨水とともに東側の既設排水路へ排水します。東側と南側の農地との境界は擁壁で土留めをするため、周辺農業施設に影響はありません。現況・排水路写真スライドの左側は、北東から見た農地の現況写真です。オレンジで示しているのが現在の施設です。右側は東側の既設排水路の写真です。航空写真南側の 41 番の農地は、施設敷地として一部を使用し、残地が生じますが、盛土し、畑としての営農が計画されています。

次に、整理番号出-A3-10 で、図面は 15 ページから 16 ページ、調書は 1 ページになります。市内でアパート経営をしている個人が、稲岡町の 1 種農地 1, 960 m² の田・畑で、アパートを計画しています。申出地は、四方を住宅及び雑種地に囲まれた農地であり、農地の集団化及び農作業の効率化に支障はないと思われます。計画図 20 世帯が入居する 2 階建ての長屋タイプの集合住宅 1 棟と、駐車場 38 台分等を設ける計画です。生活排水は、スライドに青線で示しているとおり、合併浄化槽で処理後、雨水とともに東側の既設排水路へ排水します。用水路の周囲は L 型擁壁を設置し土砂流出を防止するため、周辺農業施設に影響はありません。スライドの左側は、北東から見た農地の現況写真です。右側は、東側の既設排水路の写真です。

次に、整理番号は、出-A3-11 で、図面は 17 ページから 18 ページ、調書は 1 ページになります。市内の宅建業者が、武志駅から 500 m 以内にある荻杼町の 2 種農地 1, 978 m² の田で、建売分譲を計画しています。申出地の西側と南側は住宅です。北側と東側は田ですが、周辺を住宅に囲まれた小規模な広がり農地であるため、農地の集団化及び農作業の効率化に支障はないと思われます。2 階建て家屋 1 棟、駐車場 3 台分、庭等として、1 区画当たり 239 m² から 250 m²、計 7 区画を設ける計画です。前面道路は、申出地西側にある幅員 6.0 m の市道川跡 198 号線です。生活排水は、スライドに青線で示しているとおり、合併浄化槽で処理後、雨水とともに西側の既設排水路へ排水するため、周辺農業施設に影響はありません。申出地は、盛土しますが、新設擁壁により土留めするため、周辺農業施設に影響はありません。前面道路・排水路写真スライド左側は前面道路の写真で幅員 6.0 m あることが確認できます。右側は、西側の既設排水路の写真です。

次に、整理番号出-A3-13で、図面は21ページから22ページ、調書は1ページ～2ページ、調書は1～2ページになります。宅建業者が、武志駅から300m以内にある武志町の3種農地2,644㎡の田で、建売分譲を計画しています。申出地は四方を住宅に囲まれた農地であり、農地の集団化及び農作業の効率化に支障はありません。2階建て家屋1棟、駐車場3台から4台分、芝生広場等として、1区画当たり230㎡から234㎡、計10区画を設ける計画です。前面道路は、申出地東側にある幅員6.7mの市道大津鷺巣線です。生活排水は合併浄化槽で処理後、スライドに青線で示しているとおり雨水とともに西側の既設排水路へ排水するため、周辺農業施設に影響はありません。前面道路・排水路写真左側は前面道路の写真で、幅員6.7mのうち車道は4.5mです。右側は、西側排水路の写真です。北東と南東から見た農地の現況写真です。周辺を住宅に囲まれた農地であることが確認できます。

次に、整理番号出-C2-39で、図面は73ページから74ページ、調書は2ページから3ページになります。市内の宅建業者が、県道多伎江南出雲線沿いの下古志町の1種農地4,885㎡の田で、建売分譲を計画しています。申出地の周辺は、県道沿線の住宅や事業所等に囲まれ、西側にある農地も住宅が介在する広がりがない農地であるため、農地の集団化、農作業の効率化に支障はないものと思われます。2階建て家屋1棟、駐車場3台分、庭等として、1区画当たり231㎡、計17区画を設ける計画です。計画図は、右側が北になります。前面道路は、申出地南側にある幅員12mの県道多伎江南出雲線です。生活排水は合併浄化槽で処理後、雨水とともに南側の既設排水路へ排水します。周辺は擁壁で土留めをします。スライドの赤線部分は、申出地内の既設の用悪水路です。こちらは付替えるため、周辺農業施設に影響はありません。前面道路・排水路写真左側は、南側の前面道路の写真で、幅員12mの県道です。右側は、南側の既設排水路の写真です。南側道路からの進入路として水路に床板を設置する予定です。

整理番号、出-D3-48で、図面は91ページから92ページ、調書が3ページになります。木材の卸売、山林の管理・経営等を行う事業者が、上塩冶町の事務所に隣接する土地改良がされてない2種農地5,831㎡の田で、木材置場を計画しています。申出地は山林と斐伊川放水路に囲まれた山裾の広がりがない農地であり、農地の集団化及び農作業の効率化に支障はありません。計画図事前にお配りした資料の計画図から修正がありましたので計画図は前のスライドをご覧ください。木材置場として20mかける20mの400㎡のストックヤードを8スペース3,200㎡、その周囲は安全のための緩衝スペース1,601㎡とし、西側に通路1,030㎡を設ける計

画です。生活排水はなく、雨水は地下浸透及び斐伊川放水路事業により整備された排水路により斐伊川放水路へ排水するので、周辺農業施設に影響はありません。現況は、雑草が生い茂っている状況です。

次に、整理番号平－C 4－5 6、図面が 1 0 7 ページから 1 0 8 ページ、調書が 3 ページになります。平田町に事業所がある建築業者が、現在 2 つある資材置場のうちの 1 つが湯谷川改修工事のエリアに入っていること、また、もう 1 つの資材置場も手狭なため、美談町の営業所近くで、北山の山裾にある国富町の 1 種農地 2， 1 6 4 m²の田で、資材置場を計画しています。申出地は、北側と西側を山林、南側を雑種地と接しています。東側は広がりのある田と接していますが、申出地はその縁辺部にあり、農地の集団化及び農作業の効率化に支障はないと思われます。計画図コンクリートブロックなどの資材や、廃材、瓦、砕石等を置くスペース約 7 0 0 m²、搬出用のトラックの作業スペースや通路・回転場等約 1， 3 0 0 m²を設ける計画です。生活排水はなく、雨水は地下浸透するので、周辺農業施設に影響はありません。

次に、整理番号平－C 4－5 7 で、図面は 1 0 9 ページから 1 1 0 ページ、調書が 3 ページになります。出雲市から松江市を事業エリアとする奥宇賀町の土木業者が、美談町の土地改良がされてない 2 種農地 2， 4 5 5 m²の田で、工事用の資材置場を計画しています。申出地の周辺は、国道及び河川改修工事が行われている湯谷川と一畑電鉄線路に囲まれた広がりのない農地です。また、県の湯谷川改修事業により、資材置場として一時転用された土地をそのまま農地に復旧せず、恒久転用するため、農地の集団化、農作業の効率化に支障はありません。工事用の真砂、砕石をそれぞれ 5 0 m³置くためのスペースが、1， 5 0 0 m²、搬出用の大型トラックの積載スペース約 1， 0 0 0 m²を設ける計画です。生活排水はなく、雨水は地下浸透するので、周辺農業施設に影響はありません。農地の現況写真です。県の湯谷川改修事業により、資材置場として一時転用された土地となっています。

大瀧副主任　　続きまして、斐川地域ですが、除外申出 2 0 件のうち 1 件を説明させていただきます。

整理番号斐－A 2－8 2 で、図面が 1 5 3 ページから 1 5 4 ページ、調書が 4 ページになります。市内の不動産業者が、国道 9 号沿いの斐川町上庄原の 1 種農地 2， 6 5 1 m²の畑で、宅地部分を含めてコンビニエンスストアを計画しています。申出地は、東側は住宅、西側は事業所、南側は国道 9 号に接し、北側には水田の広がりがありますが、申出地はその縁辺部にある農地であるため、農地の集団化、農作業の効率化に支障はありません。計画平面図 生活排水は公共下水道に接続します。雨水は、申出地内に新設するレイ

ンシューターに集水し、東西にある既存排水路へ暗渠パイプで排水します。また、隣接する北側農地には土留め壁を設け、土砂流出を防除します。申出地内にある市道及び用水路は、西側にある道路に向けて付け替えを行うため、周辺農業施設に影響はありません。代替地として、国道9号沿いで検討されましたが、周辺は1種農地が多く、3種農地や2種農地は大型車両の進入が困難であるなど条件が合わなかったため、やむを得ないと判断します。除外案件の説明は以上となります。

周藤副主任 編入は、179ページから182ページ、調書は6ページとなりますが、小規模なもののみとなっていますので、説明は省略させていただきます。続いて用途変更について説明します。

整理番号出-B1-用変1、図面が183ページから184ページ、調書が7ページになります。市内の畜産業者が、3つの飲食店がある南側、江田町の1種農地8,724㎡の田・畑で、飼育する牛の餌となるWC Sの置場を計画しています。申出地は、北側は飲食店が並び、南側は農地の広がりがありますが、農業用施設や牧場や堆肥舎が介在している場所であるため、農地の集団化及び農作業の効率化に支障はないと思われます。WC Sは稲をラッピングして1㎡ほどに成形されたもので、これを約13,000個、2段で置くために約6,300㎡、周囲にトラック進入路や作業スペース等を設ける計画です。生活排水はなく、雨水は地下浸透するので、周辺農業施設に影響はありません。航空写真WC Sは、稲を発酵させるため、独特の臭いが出ることもありますが、事業計画者から航空写真の北側の飲食店に事前に説明し、了承を得ておられます。南西と北西から見た農地の現況写真です。

最後に、今回申出がありましたが、農振法の要件を満たさないため、取下げとなった案件について説明します。

今回の申出では、平田地域の小境町の農地と、湖陵町畑村の農地で、県外の事業者から太陽光発電施設の計画が提出されました。一般的な売電用の太陽光発電は、出雲市でなくとも全国どこでも事業が可能であり、また、農地以外の山林や湖面でも設置可能であることから、以前から島根県でも農振法の要件である申出地以外の代替地がないことが認められないとしており、今回の計画を審査したところ、いずれも申出地でしかできない理由が認められないため、除外要件を満たさず取下げとしています。

農振法の除外要件は、農業振興地域整備の達成に支障が無いようにとの観点から設けられているものであり、除外要件については、関係機関と連携し慎重に審査したところでございますので、今回の変更案はやむをえないものと考えています。個別の案件につきましては、以上で説明を終わります。ご

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

江角委員 議席番号 6 番の江角です。先ほどの説明案件の中の 39 番下古志町の件について、私の考え方を申し上げたいと思います。第 1 種農地ということで、最近の傾向として、市内でも住居に転用されるケースが多いと感じています。この案件の四方道路で囲まれた区画をみると、区画の半分以上を住宅地ということで、残ったところは集団化、営農に支障がないということですが、これらは、あまりにも開発者優先ではないかと思えます。せっかくの第 1 種農地ですから、ここに本当に住居地が必要なのかどうか。面積的にも非常に大きいですし、私は開発優先になりきっているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

柳楽係長 先ほど申し上げた内容ですが、第 1 種農地ということではございますが、農地の広がりという面では、県道沿いという場所でもありまして、住宅に囲まれたような場所でもあります。ただ、おっしゃるように農地の一団を半分以上潰してしまうことで、いかなることかということではないかと思えます。西側にはハウスが建っている状況で営農形態が異なりますが西側部分だけが残るということで懸念されているということかと思えます。今回の案件は 3,000 m²以上ということで開発協議が必要な案件になっています。農業振興としましては、これが 10ha 以上の広がりがある農地でありますと、難しいという判断になると思いますが、県道沿いで住宅や店舗に囲まれた場所でもありますので、取り下げというところまで言える要素がないもので、やむなしと判断したところでございます。ただ、おっしゃるように残った農地がいかに営農していくかという事が問題になると思えますので、そのあたりをしっかりカバーできるような審査を行っていきたいと思います。

江角委員 審査でそういうことであれば、仕方ないと思いますが、私は大事な 1 種農地が減っていくということで、少し問題があるということを申し上げておきたいと思えます。以上で終わりにさせていただきます。

議長 他にご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号 11 番の今岡です。質問ではありませんが、要望です。さきほどご説明をいただきましたが、今日の分厚い資料に番号が打ってなくて、参照しに

くいと思いました。整理番号等を記載いただいているとわかりやすいと思います。

周藤副主任 資料についてのご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりです。右上に数字を記入していましたが、薄くなっており、わかりにくい状況になっていました。今後は整理番号を記入するよう準備していこうと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

松本委員 議席番号８番の松本です。江角委員の質問の関連ですが、判断基準をもって判断されるのは結構だと思いますが、地元の農業委員さんなり、地元に通じた人の意見を聞く場というのはないのかお聞きしたいのですが。

周藤副主任 申出に関しましては、地元農業委員さんの意見を聞いていただきように、事業計画者さんに、行政書士さんをお願いしてまして、そこでご指摘があれば、それを踏まえた対応取らせていただいているところです。

松本委員 ということは、今回の案件は、農業委員さんからの指摘がなかったという判断ですね。その点は非常に大事だと思います。事務的にされるのはそうだと思いますが、これだけの開発を一人の農業委員さんが指摘されるということは、これに類することは、これからも多分出てくると思います。その上でこうした問題については、熟慮した上で対応していくことが必要だと思います。私たちは農地を守る立場で農業委員はいますので、事務局だけで、判断するのは、問題があるのではないかと思います。

周藤副主任 今回の案件は農業委員さんから特段指摘はなかったところではありますが、おっしゃるようなご意見は受け止めさせていただいて、今後慎重な審査を行って参りたいと思います。

松本委員 農業委員さんへの相談はなかったということですか。

周藤副主任 農業委員さんへの相談はされているんですが、特段ご指摘はなかったということです。

松本委員 ということは知らないうちに行われたということですか。担当の岸委員さ

んにご意見をいただきたいですが。

岸委員 議席番号9番の岸です。この案件のお話がある前の段階で、私が関わっていない頃、3,000㎡を超える案件が近くでありました。この件のお話を伺った際、結構広いなとは思ったのですが、以前から許可が通っているという状況を見て、仕方ないのかなということで、私から異議がありますとまでは、言っていないところです。

松本委員 せめて相談なりを事務局がすべきだと思います。これくらいの規模になると、地元農業委員さんに相談をすべきではないかと思います。

議 長 ありがとうございます。今後については、審査のあり方をご検討いただければと思います。他には何かありませんか。

常松委員 議席番号15番の常松です。この開発計画をみるとほとんど住宅地などは、合併浄化槽。農業をするものの意見としては、いつも言うのですが、排水問題。合併浄化槽の水を流すのはいいのですが、田んぼの排水と一緒にする訳です。それを掃除するのは誰かということになると、農業者なんです。もう少し、乱開発でもないですけど、斐川町のコンビニもそうだと思いますが、本当に耕作者が快く開発を許しているかというところもあると思います。下流の耕作者にも一応、意見を聞くぐらいの形をとってもいいのではないかと思います。

柳楽係長 排水の問題は、今回に限らず毎回ご意見をいただいているところです。実際に農業者の皆さんにご負担をいただいているところもあろうかとも思いますが、排水につきましては、事前に流量的に耐えうるかどうかと言うところは、十分確認した上で計画をしてくださいということは、お願いしているところでございます。今後の維持管理については、どのように維持管理されるのかについて、意見、質問はしているところでして、事業側から実際に買われるエンドユーザーさんに対して丁寧にご説明いただくということで回答は得ています。しかし、このことは約束されたものということではありませんので、その点を注視して、履行されないのであれば、指導なりをおこなっていきたいと思います。

常松委員 いずれにしても、住宅地が農地の周りに広がっていったら、排水は全部合併浄化槽だと。これは、農業委員会としても、提案をして、住宅密集地には、集落排水とか整備していただく、意見をしたいかがでしょうか。

議長 私もこのことについて、いろいろ関心を持ってしまして、また、相談の機会でもあればと思っています。他にご意見ご質問はありませんか。

佐藤委員 議席番号7番の佐藤です。取り下げの案件が2件ありまして、いずれも太陽光発電だったかと思います。結局取り上げの理由が、そこでないといけない理由がないということだったかと思います。ということは、今まで何件か、除外申請があつて転用されていますが、ここでなければならぬ理由は、なかなか難しい。そういった意味では、太陽光発電の除外、転用は、ほとんど許可できないという考え方と理解してよろしいでしょうか。

周藤副主任 太陽光発電については、今回説明させていただいたように、一般的な売電目的ということになると代替地の部分、農振農用地のこの場所でなければいけないという説明は、基本的にできないものになるかと思うので、除外は認められないかと思っています。ただ、例外的な部分で、隣の事業所に電力を供給するために太陽光発電が必要だというような特殊な案件については、判断が変わってくるのではないかと思います。

山田次長 転用の状況について、回答させていただきたいと思います。転用側につきましては、そこでなければならぬ判断が、中国四国農政局に確認したところ除外とは少し狭いエリアでみるように指導がきています。そのため、白地のところにつきましては、転用側の要件のみで判断するため、許可になるケースが多い状況にあります。除外側については、代替性の判断が、県を含めて厳しいため、除外が必要な場所については、難しいかと思いますが、白地については、今後も申請されるケースがでてくるかと思っています。

佐藤委員 結局、今まで許可されてきたものが、許可が出にくくなるということは、何らかの指導なりの変化があったということが理由ですか。

大瀧副主任 太陽光発電については、全国的に違反事例ですとかトラブルが発生している状況を踏まえまして、国、県では、対策ですとか、情報共有がされてきているところです。その中で、島根県においては、先ほど申しあげましたとおり、農振法の方では、特例を除き、原則認めないということで県市を含めて同じ見解で動いているところです。

佐藤委員 わかりました。県からの指導がそういうことになると県内においては、除外

において、太陽光発電の許可が難しくなったということですよね。

大瀧副主任 おっしゃるとおりです。

佐藤委員 はい、わかりました。もうひとつ、別件ですが、案件の中で地下浸透方式から周辺への影響はないという説明がありましたが、地下浸透できる量は限られると思います。結局は、表面を流れて周辺の水路に流れ込むことになると思います。その辺の検討がされているか心配しました。それと先ほど排水に関する質問がありましたが、下流側への影響がどこの地域でもあると思います。特に、近年想定を超える雨量が記録されるなど、あちこちで氾濫する事例が起きていると思います。今回除外申請の審査にあたって、用排水路の管理者への協議が事前に行われているのか、審査の考え方をお聞きしたいと思います。

周藤副主任 排水については、事前に土木委員や道路河川維持課に相談するよう事業計画者、行政書士に質問等を行って確認しています。

佐藤委員 計画者が河川管理者に確認すると。

周藤副主任 そうです。

佐藤委員 実際に確認したかどうかは把握されていますか。

周藤副主任 照会の回答のところで確認している。

佐藤委員 一応、河川管理者も了解されていると我々も認識すればいいですね。

周藤副主任 そうですね。

佐藤委員 はい。わかりました。

議 長 他にご意見ご質問はありませんか。

議 長 それでは、議第143号 令和7年度第3回出雲農業振興地域整備計画の変更について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって、議第143号を承認いたします。

議長 議第144号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題いたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

原主事 それでは、議第144号について、ご説明いたします。議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が12件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから4ページをご覧ください。

受付番号21番について、譲渡人は、労力不足により、隣接地を事務所として取得する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号22番について、譲渡人は、耕作不便により、隣接地を事務所として取得する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号23番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

次に、受付番号23番については、5条の取消しをし、3条で新たに申請を行うものです。

次に、受付番号24番について、譲渡人は、労力不足により、近隣居住を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号25番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号26番について、譲渡人は、労力不足により、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号27番について、譲渡人は、労力不足により、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

次に、受付番号28番について、譲渡人は、労力不足により、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号29番について、譲渡人は、耕作不便により、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号30番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、新規で就農を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号31番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

次に、受付番号32番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

以上、受付番号21番から32番については、5ページから7ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当し

ないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号11番の今岡です。21番と22番について、譲受人は対象のうちの隣接地に事業所を設けるとおっしゃいましたが、それは、農業関係の事業所なのか、もしのうでなければ、隣に事業所を設けられる隣の農地を耕作できるのか、合わせて700㎡くらいのそこそこの農地なので、遊休化しないか心配しますが、どのようにご判断されたのでしょうか。

原主事 どういった事業所かは把握していませんが。

今岡委員 この方は、耕作面積が0ですので、今まで農業をされていなかったのではないかと思います。遊休化すると困るなと言うところですが。

原主事 申請では、農業歴は3年ということなので、全くされたことがないということではないと思います。

今岡委員 耕作面積は0ですか。

原主事 作付予定は、ハーブ、ネギ、白菜などの季節野菜を作付される予定です。

今岡委員 申請をどこまで疑っても仕方ありませんが、今後農地パトロールも行いながら遊休化することのないよう指導していくことも必要かなと思いました。

山田次長 補足をさせていただきますと、こちらの農地は斜面になっていまして、登記簿面積を丸々耕作できる状況ではないと思っています。計画では約300㎡を耕作される予定です。ご指摘のとおり、農地パト等で遊休農地化しないよう注視していきたいと思っています。

議 長 他にご意見ご質問はありませんか。

議 長 それでは、議第 1 4 4 号農地法第 3 条の規定による許可の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって議第 1 4 4 号の案件を許可決定いたします。

議 長 次に、議第 1 4 5 号農地法第 4 条の規定による許可の決定及び承認について、及び関連がありますので、議第 1 4 7 号農地転用事業計画変更申請決定について、農地法第 4 条に関わる案件について 議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任 それでは、議第 1 4 5 号 農地法第 4 条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の 1 ページをご覧ください。今月は、2 件の申請がありました。議案書は 8 ページ、説明資料は 1 ページから 3 ページ、参考資料は 1 ページから 2 ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている 1 件について、7 月に開催予定の第 1 1 2 回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書 8 ページの受付番号 1 4 番についてご説明いたします。説明資料の 1 ページから 3 ページをご覧ください。佐田町反邊の田 2 筆、畑 5 筆です。詳細な位置につきましては、2 ページの案内図でご確認ください。転用目的は、植林です。面積については、転用面積・事業面積がともに 5, 2 0 7 m²です。申請地は、都市計画区域外になります。農地区分は、第 2 種農地です。許可該当条項は、農地法第 4 条第 6 項第 2 号「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内に在住する申請地の相続人で、事業者の先代が約 5 0 年から 6 0 年前に植林を行い山林として利用してきたものであり、本件は事後案件となります。資金計画については、事後案件のため、今後整備に関する支出はありません。

今月は追認の案件が説明案件のほかに 1 件あります。受付番号 1 5 番の案件は、以前から物置、庭敷地としてとして利用していたものです。なお、対象地は個人住宅を転用目的として農地法 5 条の許可を受けていましたが計画が変更となったため、事業計画変更を同時に申請しています。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号 1 4 番・1 5 番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

佐藤委員 議席番号7番の佐藤です。14番の植林の案件ですが、植林が何年前でしたかね。

大森副主任 約50年から60年前です。

佐藤委員 我々は、パトロールなどで、山で木が生えているような農地は、非農地判断するケースがありますよね。そこでの調整は何かルールがあるのですか。事後であっても、転用で植林という事業で許可を出すという手法と、非農地証明によって非農地にするという手法2つの手法が考えられますが、今回4条の許可を求められたということは、考え方があるのでしょうか。

大森副主任 現況は、ケースバイケースで判断しておりまして、今回、明確に植林をしたということで転用の申請をされたので、受けさせていただきました。植林は本来転用の許可が必要ですので、こちらから非農地の判断でできますよということは、申しあげるべきではないと思いますし、申しあげることなく、転用申請を受けさせていただきました。仮に植林と言われなかった場合、気づけないケースもあると思いますし、先ほどの農地パトロールの説明でもお話ししましたが、赤と判定されている場合は、委員のみなさまと現地確認をして「ここは山林だね」ということになれば、非農地通知を出していた可能性もあった場所でございます。

佐藤委員 はい。わかりました。私も農業委員会にいましたので、知っていますが、昭和40年代中頃は、減反政策で、田んぼに木を植えさせたのですよ。転用許可なしに。植林が転作として認められた。南部の山間部ではそういったところはいっぱいあるんです。転作として、木を植えた。当然山のようになっていますから、非農地判断で山に変えましょうということでやってきた。今後こういったケースもでてくるとは思います、今おっしゃったようにケースバイケースで、たまたま植林ということで、本人さんも認められたということですが、ひょっとしたら拒まれる人もあるかもしれません。ケースバイケースということで、お願いしたいと思います。

大森副主任 はい。非農地も関わってくることで、慎重に、事案をみながら対応していきたいと思います。

議 長 他に、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 それでは、第147号については、農地法第5条と関連する内容もあり、後ほど説明をいたしますので、ただ今は、議第145号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって議第145号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第146号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について 及び関連がございますので、議第147号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡主幹 それでは、議第146号について、ご説明いたします。議案書の9ページから12ページ、参考資料の3ページから38ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が13件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が4件の合計18件の申請がありました。今月は、7月に開催予定の第112回常設審議委員会に諮問する予定の案件が3件あります。個別の案件はございません。議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第147号について、ご説明いたします。議案書は13ページ、参考資料は1ページから2ページ、15ページから16ページ、39ページから44ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が1件、権利の移転設定を伴わない変更が3件の合計4件の申請がありました。説明案件ではございません。受付番号7番は5条の43番、8番は4条の15番とセットになっておりますので、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。以上、議第146号の18件及び議第147号の4件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第146号及び議第147号について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって議第146号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第147号を決定いたします。

議 長 それでは、議第148号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事 それでは議第148号非農地証明の申請について説明します。議案書の14ページ及び説明資料4ページから12ページをご覧ください。今月は4件の申請がありました。

受付番号6番について説明いたします。申請地については説明資料4ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料5ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は6月10日に嘉本農業委員、吾郷推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号7番について説明いたします。申請地については説明資料6ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については説明資料7ページか8ページの現況写真をご確認ください。申請地のうち、所原町4170、4172-1、4318-続1の3筆は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態になり、所原町4172-5については原野の状態となっています。現地確認は6月3日に勝部農業委員、高橋推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号8番について説明いたします。申請地については説明資料9ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料10ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は6月6日に水農業委員、松浦推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号9番について説明いたします。申請地については説明資料11ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料12ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は6月4日に持田農業委員、石飛推進委員、事務局職員で行っています。

4件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は

以上です。

議 長 嘉本委員さん、補足はございますか。

嘉本委員 議席番号23番の嘉本です。市内大津町の件につきましては、先ほど事務局からのご説明のとおりでございます。確認をさせていただきました。以上でございます。

議 長 勝部委員さん、補足はございますか。

勝部委員 議席番号18番の勝部です。事務局から言われたとおりでございます。以上です。

議 長 水委員さん、補足はございますか。

水委員 議席番号24番の水です。事務局から説明されたとおりでございます。補足説明はございません。以上です。

議 長 持田委員さん、補足はございますか。

持田委員 議席番号4番の持田です。補足はありません。

議 長 この案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第148号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第148号非農地証明について、を承認いたします。

議 長 それでは、議第149号所有者等を確知できない農地の告示について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任 それでは議第149号、所有者等を確知できない農地の告示について、ご説明いたします。議案書の15ページから17ページをご覧ください。

16ページの告示案に記載した農地は、耕作者から所有者死亡後、相続人が

不明であり利用権設定ができなくなった旨の相談があった土地になります。農業委員会事務局で探索をいたしました。告示案の４筆については、調査しても所有者等が確知できませんでした。そこで、この農地について農地法第３２条第３項の規定に基づき所有者等が確知することができない旨を告示いたします。告示は、市役所東側の掲示板に掲載するとともに、出雲市のホームページにも掲載する予定です。告示の日から起算して２か月以内に農地の所有者等から申出書及びその権原を証する書面を農業委員会事務局に提出があった場合は、申出者に利用意向調査を実施し、意向に従い貸し借り等の手続きに進むことになります。申出がなかった場合は、告示の４に記載がある通り、農地法第４１条の規定により、農地中間管理機構にその旨を通知し、島根県知事の裁定により利用権の設定が認められます。説明は以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第１４９号について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第１４９号を承認いたします。

議 長 次に、議第１５０号出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 議第１５０号出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任ご説明いたします。令和７年６月１１日付けで辞任願が提出されており、７月末をもって農地委員を辞任したいとのことです。農業委員会等に関する法律第２３条の規定により、農業委員会の同意を求めるものです。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第１５０号について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第１５０号を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後4時15分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

梶谷事務局長、山田次長、今岡主幹、大森副主任、岡主事、原主事

農業振興課

打田課長補佐、柳樂係長、周藤副主任、大瀧副主任

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

署名委員

署名委員
